

# 説 明 書

年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 — ) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_
2. 工事の場所 \_\_\_\_\_
3. 説明内容 添付資料のとおり
4. 添付資料 (該当する事項の口欄に、「シ」を付すか「■」にすること。)
  - ①別表 (別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)
    - 別表 1 (建築物に係る解体工事)
    - 別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
    - 別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
  - ②図面
  - ③案内図
  - ④工程表

# 告 知 書

年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 — ) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第3項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_

2. 工事の場所 \_\_\_\_\_

3. 告知内容 別添資料のとおり

4. 添付資料 (該当する事項の口欄に、「レ」を付すか「■」にすること。)

①別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②図面

③案内図

④工程表

# 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

## 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額) \_\_\_\_\_ 円(税込)

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額) \_\_\_\_\_ 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※2、4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。



# 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

## 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 (見積金額)

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (見積金額) \_\_\_\_\_ 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※4については、「工事請負契約書」の3 (契約金額) のうち書きである。

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

# 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

## 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額) \_\_\_\_\_ 円(税込)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額) \_\_\_\_\_ 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※2、4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。





# 再資源化等報告書

年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_

2. 工事の場所 \_\_\_\_\_

3. 再資源化等が完了した年月日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 \_\_\_\_\_万円 (税込み)

6. 添付資料 (該当事項の口欄に「レ」を付すか「■」とする)

再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)



# 建設工事取止届

年 月 日

様

届出者 氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により届け出をした工事を取止めます。

## 記

1. 受理日 年 月 日

2. 受付番号

3. 工事の名称 \_\_\_\_\_

4. 工事の場所 \_\_\_\_\_

※受付番号： \_\_\_\_\_

# 届出対象外報告書

年 月 日

様

届出者 氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による届出をしましたが、対象建設工事ではなくなりましたので、下記のとおり報告します。

## 記

1. 受理日 年 月 日

2. 受付番号

3. 工事の名称 \_\_\_\_\_

4. 工事の場所 \_\_\_\_\_

5. 対象建設工事ではなくなった理由

※受付番号： \_\_\_\_\_

## 委任状

私は都合により \_\_\_\_\_ を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づく届出その他の手続きを委任します。

## 記

1. 工事の名称  
\_\_\_\_\_2. 工事の場所  
\_\_\_\_\_

## 3. 代理者の住所・連絡先

①住所 \_\_\_\_\_

②連絡先（昼間の連絡先）

自宅・勤務先・携帯 電話番号 \_\_\_\_\_

（該当するものを○で囲む）

会社名（勤務先の場合） \_\_\_\_\_

所属等（勤務先の場合） \_\_\_\_\_

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

# 案内図

案内図

住宅地図と同等程度の記載とし、方位、縮尺、道路及び目標となる地物を明記した地図に、当該対象建設工事を施工する場所を朱書きで着色して明示する。また、できる限り工事現場の隣接地、近隣地等の目標を記入する。

# 設計図又は写真

設計図または写真

- ・解体工事：写真を添付し、必要に応じて図面を添付する。
- ・新築工事：図面（配置図、平面図、立面図等）を添付する。

